

一般競争入札（新潟県警察施設照明設備調査業務委託）に関する質問回答（2回目）

質問日：令和8年3月5日

回答日：令和8年3月5日

	質問の内容	回 答
1	<p>同種委託業務の具体的な業務内容の定義をご教授ください。 令和8年2月24日付けの質問回答で「照明士が直接または監督のもと実施したものでなくても良いことは承知しましたが、具体的な業務内容が示されていませんでした。本調査業務内容は次の①から③と理解しており、①は本調査業務の基本的業務、②はLED 化工事及び削減電力量試算に必要不可欠な業務、③は単純作業ですが、削減電気料金の試算は今後具体的な事業化を進めるうえで最も重要な項目と思われるので、同種業務とは①から③の全ての業務を行った委託業務という認識でよろしいでしょうか。 ①既存照明器具の現況調査 ②LED 化した場合の器具指定 ③削減電力量及び電気料金の試算</p>	<p>そのとおりです。 仕様書4に記載した内容の実績となります。</p>
2	<p>回答に「LED 化による照度の確認を含む現地調査」と記載があります。この業務は1月30日公告の仕様書には記載のない内容で、新たな業務の追加となりますが具体的な業務内容をご教授ください。 照度の確認は、カタログ等の照明器具スペックを調べても確認できず、現地での照度測定又は照明器具、部屋等の条件に基づく照度分布図の作成が必要となります。「LED 化による照度の確認を含む現地調査」とは、LED 化後に現状と同等な照度が確保できているかの確認と読み取れますので、現状の照度測定及びLED 化後の照度分布図作成業務が必要という理解でよろしいでしょうか。（作業量の大幅な増加となります。）</p>	<p>仕様書4の(3)「LED化による削減電気料及び電気料金の試算」において、（略）なお、照度はLED化前と同等を保つ前提とする。（略）」と記載されております。 照度の確認は、御質問のように実際の照度測定及びLED化後の照度分布図の作成を求めるものではありません。LED化による削減電気料及び電気料金の試算に当たり、交換用に選定する器具のルーメン数が、既設器具のルーメン数を下回らず同等程度であればよいこととします。</p>